保有個人情報開示請求書

	体有個八個和用物用水青			
		年	月	日
(!	宛先)			
	(ふりがな)			
	氏名の名			
	住所又は居所			
	Tel ()			
	<u>m. (</u>)			
,	個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第77条第1項	の規定	こに基っ	づき、
	記のとおり保有個人情報の開示を請求します。	// = /		٠,
	記			
1	開示を請求する保有個人情報(具体的に特定してください。)			
•	MATERIAL DE CALLESTON			
2	求める開示の実施方法等 (本欄の記載は任意です。)			
		の方	法及び	希望
	日を記載してください。			
	ア 事務所における開示の実施を希望する。			
	<実施の方法>□閲覧 □写しの交付			
	□その他()
	<実施の希望日> <u>年 月 日</u>			
	イ 写しの送付を希望する。			
3	本人確認等			
	ア 開示請求者 □ 本人 □法定代理人 □任意代	理人		
	イ 請求者本人確認書類			
	□運転免許証)	-)	
	ロマイナンバーカード又は住民基本台帳カード(住所記載のあ		•	1 3 %
	□在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなる	きれる	5外国/	〈登
	绿証明書 ロスの他(`	
	□その他(※注意まな送付して達成なよる担合には、加えて代兄亜の写し答:	t, II-L) +1 ティ	ノゼ
	※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を	どが下	10(<	、に

ウ 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してく								
ださい	ださい。)							
(ア)	本人の状況	□未成年者(□成年被後見人 □任意代理人委任	•	月 日生	生)			
(イ)	(ふりがな) 本人の氏名							
(ウ) 本人の住所又は居所								
エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してく								
ださい。								
請求資格確認書類 □戸籍謄本 □登記事項証明書 □その他()								
オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。								
請习	求資格確認書類	□委任状	□その他()			

(説明事項)

1 宛先

開示を請求する保有個人情報の内容に応じ、宛先となる市の機関(焼津市長、病院事業管理者、焼津市教育委員会、焼津市選挙管理委員会、焼津市ほか1組合公平委員会、監査委員、焼津市農業委員会、焼津市固定資産評価審査委員会)を記入してください。

御不明な場合には、焼津市総務部総務課法規文書担当 (TEL:054-626-2151) までお問合せください。

2 「氏名」、「住所又は居所」

本人の氏名(旧姓も可)及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所に開示決定通知等をお送りしますので、正確に記載してください。

また、連絡を行う際に必要となりますので、電話番号も記載してください。

なお、法定代理人又は任意代理人(以下これらを「代理人」といいます。)による 開示請求の場合には、代理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記載してください。

3 「開示を請求する保有個人情報」

開示を請求する保有個人情報が記録されている行政文書等や個人情報ファイルの名称など、開示請求する保有個人情報を特定できるような情報を具体的に記載してください。

4 「求める開示の実施方法等」

開示を受ける方法について、市の事務所において開示を受ける方法(閲覧若しくは写しの交付又はその他の方法)又は写しの送付により開示を受ける方法のいずれを希望するか記入してください。また、市の事務所において開示を受けることを希望される場合には、開示受けることを希望する日があれば記入してください。

また、開示を受ける方法については、開示決定通知書を受領した後に、「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」(第15号様式)を御提出いただくことにより、別途申し出ることもできます。

5 本人確認書類等

(1) 来所による開示請求の場合

来所して開示請求をする場合、本人確認のため、運転免許証、マイナンバーカード(住民基本台帳カード(注)、ただし、マイナンバー通知カードは不可)、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示し、又は提出してください。どの

ような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、これらの本人確認書類の提示又は提出ができない場合は、開示請求窓口に事前に相談してください。 (注)住民基本台帳カードは、その効力を失うか、マイナンバーカードの交付を受ける時までマイナンバーカードとみなされ、引き続き使用可能です。

(2) 送付による開示請求の場合

保有個人情報開示請求書を送付して保有個人情報の開示請求をする場合には、開示請求書に(1)の本人確認書類を複写機により複写したものと、住民票の写し(開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。)を添えて送付してください。住民票の写しは、市町村が発行する公文書であり、<u>その複写物による提出</u>は認められません。

住民票の写しが提出できない場合は、開示請求窓口に事前に相談してください。 なお、マイナンバーカードを複写機により複写したものを提出する場合は、表 面のみ複写し、住民票の写しについては、個人番号の記載がある場合、当該個人 番号を黒塗りしてください。

(3) 代理人による開示請求の場合

「本人の状況等」欄は、代理人により開示請求をする場合にのみ記載してください。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、氏名及び本人の住所又は居所です。

代理人のうち、法定代理人が開示請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類(開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。)を提示し、又は提出してください。なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提示又は提出は認められません。

代理人のうち、任意代理人が開示請求をする場合には、委任状その他その資格を証明する書類(開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。)を提出してください。ただし、委任状については、①委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書(開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。)を添付するか又は②委任者の運転免許証、マイナンバーカード(マイナンバー通知カードは不可)等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。なお、委任状は、その複写物による提出は認められません。